

- (1) SS内の路上に停止している競技車両があり、緊急を要する負傷者がいない場合、他の競技参加車両は停止車両を避けてコースを通過するべく最大限の努力を払う事。
- (2) SS内の路上で車両が停止した場合、乗務員は後続車にこれを知らせる義務を負う。その方法は以下に従う事とする。
 - ① 携帯している2枚の三角停止板のうち、少なくとも1枚を、停止車両から50メートル以上手前に立てる。その位置は、原則として停止している車両と同じ側とする。
 - ② 乗務員は下図の方法をもって後続車に停止車両の存在を知らせる事。
- (3) SS内に緊急を要する負傷者が発見された場合、後続クルーは競技を中断し、この負傷者の救出を最優先に行なう義務を負う。

後続車両を停止させなければならない場合



下記の場合など、やむを得ず後続車を停止させなくてはならない時は、オフィシャルが到着するまで左記の合図を行う。

- 完全にコースをふさいでいる。
- 負傷者がいる為、救助が必要。

- 後続車を停止させなければならない場合
 - ① 完全にコースを塞いでいるが負傷者はいない場合においても通行「OK」サインを出す以前にまず後続車の停止に努める。
 - ② 負傷者の救助が必要な場合も、後続車を停止させる為にはまず身振りによる合図が有効。救助要請を表す「SOS」サインは、合図を行う際に手に持つかまたは車両のよく見える部分に指示するなどして使用する。

上記以外の場合



合図A

車両が停止している側の安全な場所に立ち、「停止していない側に寄ってほしい」合図Aを行なう。また、必要に応じ「減速してほしい」合図Bを交互に行なう。



合図B

- 後続車を停止させなくてもよい場合
 - ① 1名が身振りによる合図を行ない、もう1名は「OK」サインを指示する事が望ましい。
 - ② 停止車両上またはその近傍で、後続車からよく見える位置に「OK」サインを指示できる場合はその方法を用いてもよい。

